

# 第 3 編

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 第1節 初動体制の整備及び初動措置

##### 第1 連絡体制本部の設置等

市長は、国内で武力攻撃事態等（緊急処理事態）認定につながる可能性のある事案の発生を把握した場合においては、速やかに事案等に関する情報を入手、関係機関等に連絡するとともに、連絡体制本部を設置する。連絡体制本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部長以下、本計画に示す要員により構成する。

##### 第2 危機管理対策本部の設置等

- 1 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。危機管理対策本部は、原則として、市長をはじめとする市対策本部員より構成する。
- 2 危機管理対策本部は、警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、速やかに知事に対し、当該事案及び市の措置の概要を連絡する。また、市内にある指定公共機関及び指定地方公共機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

##### 第3 初動措置の確保

市は、危機管理対策本部において、各種連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

##### 第4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、その災害の状況に応じて県や他の市町村等に対し支援を要請する。

**第5 対策本部への移行に要する調整**

危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部署に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

※ **対処措置図**

	事案覚知等	事態認定	事態認定 ※1
体制	連絡体制本部	危機管理対策本部 【被害の態様が災害対策基本法上の災害に相当 ※2】 →災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置が可能	市国民保護対策本部
対処措置	情報収集等初動対応	消防法に基づく措置 ・消防警戒区域設定 ・救急業務  【被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当】 →災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 (例) 避難の指示, 警戒区域設定, 物件の除去	国民保護法等に基づく措置  (例) ・避難の指示 ・警戒区域設定 ・本部設置前は本部設置指定要請  国民保護措置  (例) ・情報伝達 ・避難実施要領の作成 ・避難住民の誘導等

※1 事態認定と市対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で市対策本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることもある。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出等の事故等とされている。

## 第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、連絡体制本部を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

### ※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

## 第3節 市対策本部への移行へ要する調整

市は、政府による事態認定が行われた場合において、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合は、退避の指示、警戒区域の設定等必要な国民保護措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、県を通じて内閣総理大臣に対し、「市対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請を行う。

# 第2章 市対策本部の設置等

## 第1節 市対策本部の設置

### 第1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

#### 1 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

#### 2 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

#### 3 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等（Morinfo）の連絡網を活用し、市対策本部職員に参集するよう連絡する。

※一斉参集システム（Morinfo）

大規模災害発生時等において、Morinfoで災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

#### 4 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール、Morinfo等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

**5 交代要員等の確保**

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

**6 本部の代替機能の確保**

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として、第一順位守谷市立守谷中学校、第二順位守谷市立黒内小学校をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

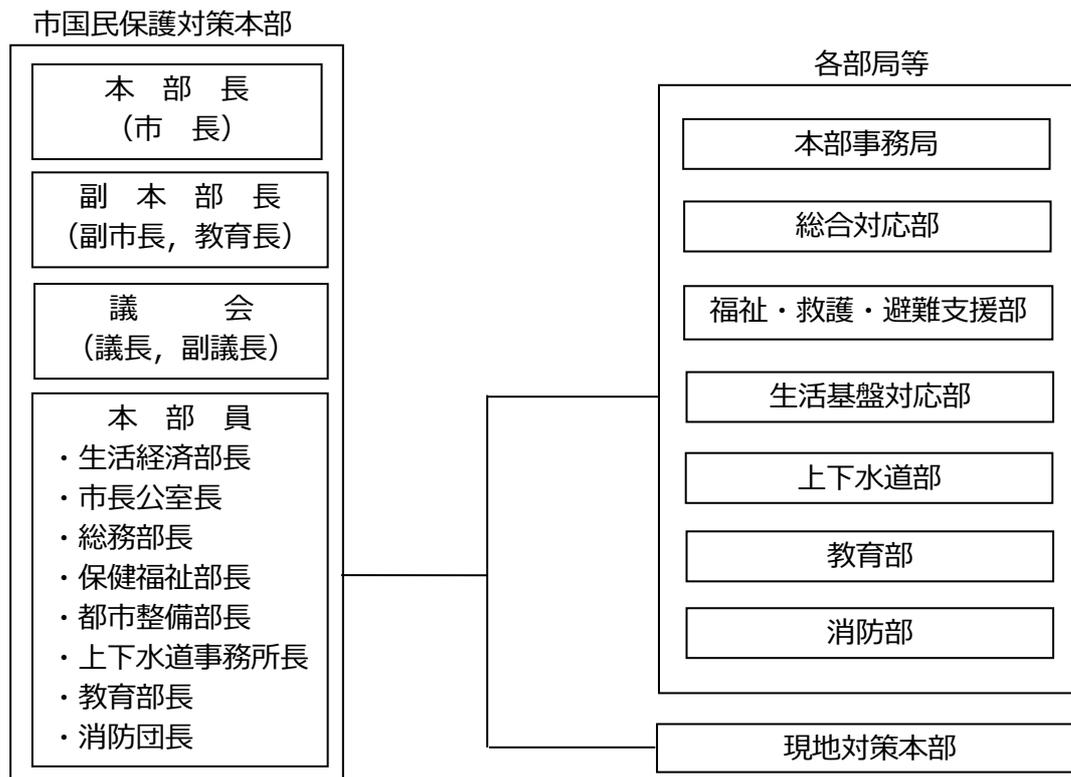
**第2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等**

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

**第3 市対策本部の組織構成及び機能**

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

**【市対策本部の組織構成図】**



※市対策本部の細部組織構成については、「守谷市災害時初動対応マニュアル」に準じる。

【市対策本部各班の事務分掌】（下記に示す他，状況により柔軟に対応する。）

部 名	班名（長）	事務分掌
対策本部事務局	統括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部の設置及び本部運営・庶務に関すること。</li> <li>2 国，県，国民保護協議会，その他関係機関との連絡に関すること。</li> <li>3 本部員会議に関すること。</li> <li>4 各部班との連絡調整に関すること。</li> <li>5 本部長・副本部長の庶務に関すること。</li> <li>6 国民保護状況のまとめに関すること。</li> <li>7 避難勧告，指示その他本部長命令の伝達に関すること。</li> <li>8 県，他市町村，自衛隊等への応援要請に関すること。</li> <li>9 避難調整等に関すること。</li> <li>10 消防団の招集，配備に関すること。</li> <li>11 自主防災組織との連絡に関すること。</li> </ol>
	物資調達・配送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧，生活必需品，物品等（国民保護等活動従事者分含む）の調達，配送に関すること。</li> <li>2 支援物資の受入れ，保管，配送に関すること。</li> <li>3 緊急輸送・避難輸送手段の確保に関すること。</li> <li>4 物流拠点・システムの管理・運用に関すること。</li> <li>5 鉄道・道路交通状況の把握に関すること。</li> <li>6 農地・農業施設に関すること。</li> <li>7 被害作物等に関すること。</li> <li>8 商工業に関すること。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法等の適用申請に関すること。</li> <li>2 国民保護措置に要する財政措置に関すること。</li> <li>3 公有財産の被害調査に関すること。</li> <li>4 国及び県に対する要望書の作成に関すること。</li> <li>5 燃料の確保に関すること。</li> <li>6 庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>7 公用車両の管理，配車に関すること。</li> </ol>
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内被害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>2 県及び国，関係機関等に関する被災状況等報告に関すること。</li> <li>3 通信・情報手段の確保に関すること。</li> <li>4 予報警報及び災害情報の受領に関すること。</li> <li>5 情報セキュリティ対策に関すること。</li> <li>6 庁内ネットワークシステムの管理・運営に関すること。</li> <li>7 上下水道を除くライフラインの被害状況把握に関すること。</li> </ol>
総合対応部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の参集状況の把握，解散の伝達に関すること。</li> <li>2 職員の勤務・休養，健康管理，人的資源の調整・</li> </ol>

第3編 武力攻撃事態等への対処

		<p>確保・管理に関すること。</p> <p>3 職員・家族の安否確認に関すること。</p> <p>4 特殊標章等に関すること。</p> <p>5 その他各部に属さないこと。</p>
	広報・報道班	<p>1 市民(職員含む)への広報活動（HP, SNS, Morinfo 避難所情報の配信も含む）に関すること。</p> <p>2 報道機関との連絡及び記者会見に関すること。</p> <p>3 災害状況の記録・保管に関すること。</p>
	市民相談窓口班	<p>1 市民からの問い合わせ対応に関すること。</p> <p>2 遺体安置所の設置管理に関すること。</p> <p>3 死体の処理及び埋火葬に関すること。</p> <p>4 国民保護に係る被害・調査等に関すること。</p> <p>5 避難誘導・輸送等の支援に関すること。</p>
福祉・救護・避難支援部	避難所班	<p>1 避難所等の設置, 管理及び運営に関すること。</p> <p>2 避難誘導・輸送等に関すること。</p> <p>3 避難所の食糧, 生活必需品等の供与に関すること。</p> <p>4 帰宅困難者の受入れ等に関すること。</p> <p>5 ペット保護対策に関すること。</p> <p>6 保育施設の被害調査及び災害復旧に関すること。</p>
	要配慮者対策班	<p>1 避難行動要支援者の避難・誘導, 救助・救援, 安否確認, 生活支援に関すること</p> <p>2 要配慮者避難所, 福祉避難所の開設・運営に関すること</p> <p>3 要配慮者の支援に関すること</p>
	救護・防疫班	<p>1 国民保護に係る医療救護に関すること。</p> <p>2 国民保護に係る医療情報の収集に関すること。</p> <p>3 救護所の設置に関すること。</p> <p>4 感染症の予防及び指導に関すること。</p> <p>5 医薬品, 衛生・防疫材料の調達に関すること。</p> <p>6 公私医療機関への情報伝達と調整に関すること。</p> <p>7 国民保護に係る臨時健康相談, 健康診断に関すること。</p> <p>8 避難所等への巡回相談等の実施に関すること。</p> <p>9 市民, 職員の心のケアに関すること。</p> <p>10 妊産婦及び乳児の保健指導に関すること。</p>
	ボランティア支援班	<p>1 ボランティア活動支援に関すること。</p>
生活基盤対応部	土木班	<p>1 道路, 橋梁等の被害対策・復旧に関すること。</p> <p>2 道路, 橋梁等の被害調査に関すること。</p> <p>3 応急復旧用土木資材及び機器の確保に関すること。</p> <p>4 土木作業用施設及び車両等の確保・管理に関すること。</p> <p>5 道路の交通規制に関すること。</p>

第3編 武力攻撃事態等への対処

		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 緊急輸送道路の確保に関する事。</li> <li>7 障害物の除去に関する事。</li> </ul>
	建築班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害宅地，被害建築物の調査に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> </ul>
	がれき処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害廃棄物の処理に関する事。</li> <li>2 県，事務組合との連絡調整に関する事。</li> </ul>
上下水道部	応急給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水に関する事。</li> <li>2 節水，断水及び給水に関する事。</li> <li>3 災害地及び避難所等における飲料水の確保に関する事。</li> </ul>
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の運営及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 仮設トイレの設置及び管理に関する事。</li> <li>3 汚水処理に関する事。</li> </ul>
教育部	教育1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の安全確保，安否確認に関する事。</li> <li>2 国民保護に係る応急教育に関する事。</li> <li>3 教育関係の被害対策の企画に関する事。</li> <li>4 学校教育施設及び教員の確保に関する事。</li> <li>5 学校施設の被害調査及び被害復旧に関する事。</li> </ul>
	教育2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>2 中央図書館，関係施設の被害調査及び被害対策・復旧に関する事。</li> <li>3 文化財の被害調査及び被害対策・復旧に関する事。</li> </ul>
消防部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消火，救助・救出活動に関する事。</li> <li>2 国民保護措置として避難住民の避難誘導に関する事項</li> <li>3 国民保護措置として負傷者等の救急搬送に関する事。</li> <li>4 広報活動に関する事。</li> <li>5 行方不明者の捜索活動に関する事。</li> <li>6 地域の安全確保に関する事。</li> </ul>

※被害の状況により，他班への応援等を指示する。

**第4 市対策本部における広報等**

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

**1 広報責任者の設置**

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を広報・報道班に設置する。

**2 広報手段**

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、SNS、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

**3 留意事項**

- (1) 広報内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (2) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- (3) 県と連携した広報体制を構築する。

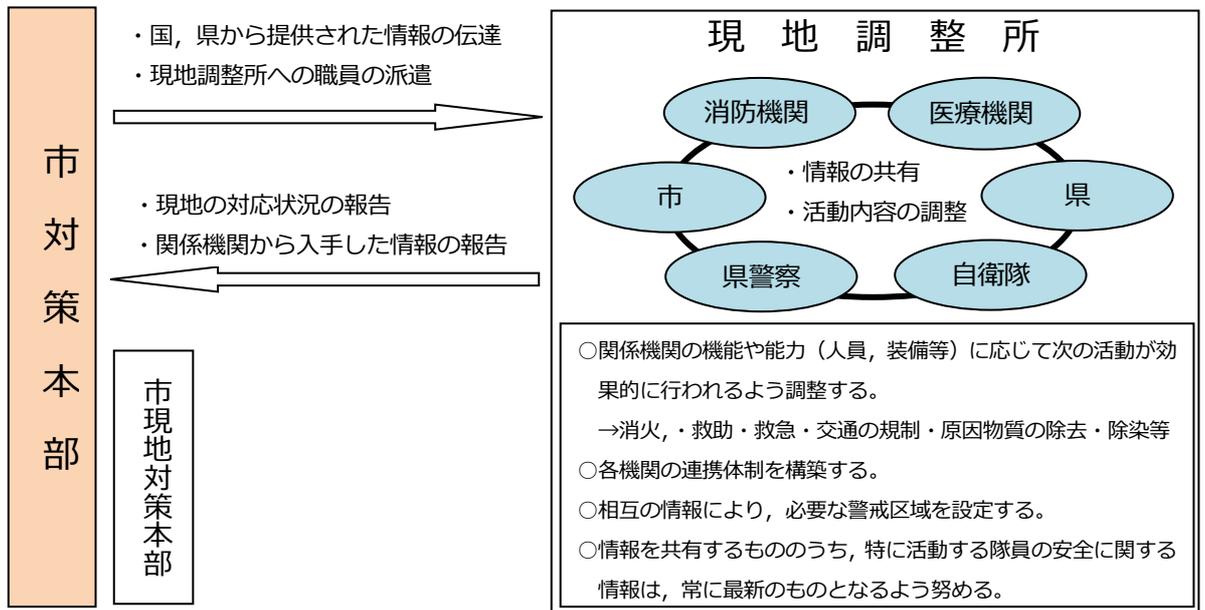
**第5 市現地対策本部の設置**

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。その際、市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

**第6 現地調整所の設置**

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成の例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

## 第7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### 1 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### 2 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### 3 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### 4 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### 5 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### 第8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

### 第2節 通信の確保

#### 第1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### 第2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### 第3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 第1節 国、県の対策本部との連携

##### 第1 国、県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### 第2 国、県の現地対策本部との連携

市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### 第1 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### 第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### 第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

応援要請	市長は、国民保護措置を実施するために必要があると認めるときは県対策本部長を通じ、指定公共機関に対してその業務に係る国民保護措置の実施を要請する。	国民保護法第18条
応援	市長は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由がある場合を除き応援を実施する。	国民保護法第21条第2項

### 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

**第1** 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うように求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、自衛隊茨城地方協力本部長を通じ、防衛大臣に連絡する。

**第2** 市長は、国民保護等の派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### 第1 他の市町村長等への応援の要求

1 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

2 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### 第2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### 第3 事務の委託

1 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(1) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(2) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

2 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

### 第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

**第1** 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

1 派遣を要請する理由

2 派遣を要請する職員の職種別人員数

3 派遣を必要とする期間

4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

5 上記に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項

**第2** 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あっせんを求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

1 派遣を要請する理由

2 派遣を要請する職員の職種別人員数

3 派遣を必要とする期間

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

- 4 派遣される職員の給与, その他の勤務条件
- 5 上記に掲げるものの他, 職員の派遣あっせんについて必要な事項

#### 第6節 市の行う応援等

##### 第1 他の市町村に対して行う応援等

- 1 市は, 他の市町村から応援の求めがあった場合には, 求められた応援を実施することができない場合や, 他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など, 正当な理由のある場合を除き, 必要な応援を行う。
- 2 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合, 市長は, 所定の事項を議会に報告するとともに, 市は公示を行い, 県に届け出る。

##### 第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は, 指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務, 施設, 設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には, 求められた応援を実施することができない場合や, 他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など, 正当な理由のある場合を除き, 必要な応援を行う。

#### 第7節 ボランティア団体等に対する支援等

##### 第1 自主防災組織等に対する支援

市は, 自主防災組織による警報の内容の伝達, 自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について, その安全を十分に確保し, 適切な情報の提供や, 活動に対する資材の提供等により, 自主防災組織に対する必要な支援を行う。

##### 第2 ボランティア活動への支援等

市は, 武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては, その安全を十分に確保する必要があることから, 武力攻撃事態等の状況を踏まえ, その可否を判断する。

また, 市は, 安全の確保が十分であると判断した場合には, 県と連携して, ボランティア関係団体等と相互に協力し, 被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握, ボランティアへの情報提供, ボランティアの生活環境への配慮, 避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め, その技能等の効果的な活用を図る。

##### 第3 民間からの救援物資の受入れ

市は, 県や関係機関等と連携し, 国民, 企業等からの救援物資について, 受入れを希望するものを把握し, また, 救援物資の受入れ, 仕分け, 避難所への配送等の体制の整備等を図る。

#### 第8節 市民への協力要請

市は, 国民保護法の規定により, 次に掲げる措置を行うために必要があると認められる場合には, 市民に対し, 必要な援助についての協力を要請する。この場合において, 要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。ただし, 市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであることに留意する。

- 避難者の誘導
- 避難者等の救援
- 消火, 負傷者の搬送, 被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 第1 警報の内容の伝達等

##### 1 警報の内容の伝達

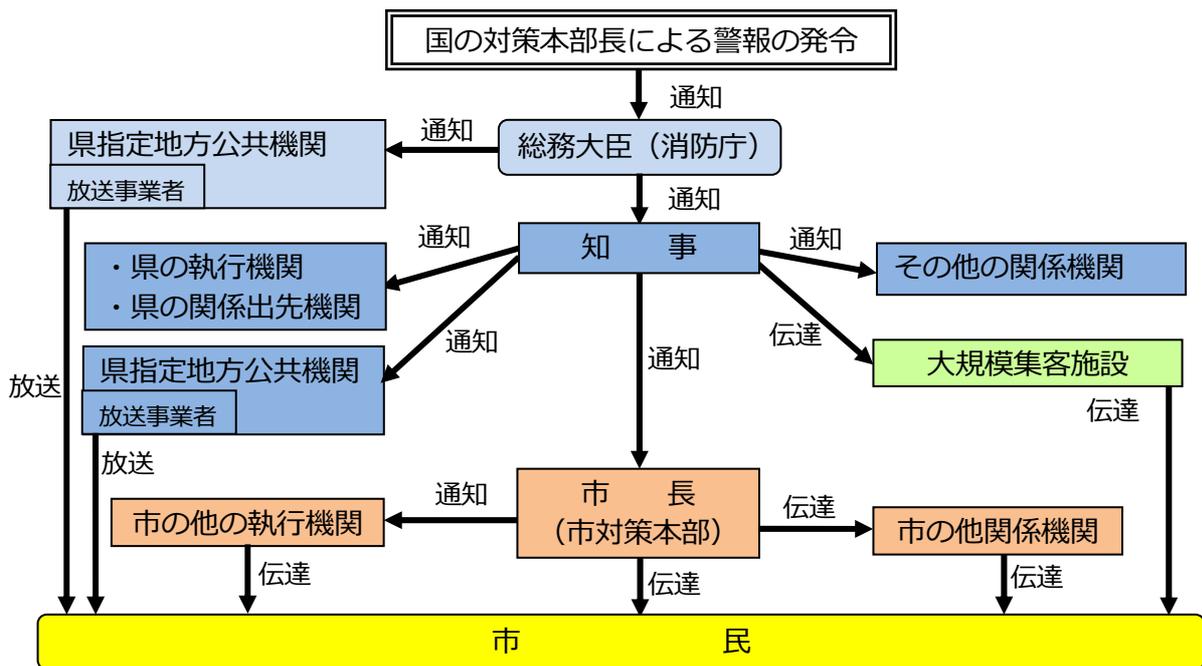
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

#### 第2 警報の内容の通知

1 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。

2 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、警報の内容を市のホームページ、Morinfo、SNSで配信する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



### 第3 警報の内容の伝達方法

1 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

#### (1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、まず、国から全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報が市民各人の携帯電話に伝達される。また、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をエリアメール、L-アラート、Morinfo、SNS等を活用し市民に周知する。

さらに、庁内に保有する広報車や消防機関が保有する消防車両で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意を喚起し周知する。

#### (2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、広報車による広報やホームページ、Morinfo、SNSへの配信等により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

2 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、そのほかは警報の発令の場合と同様とする。

### 第4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

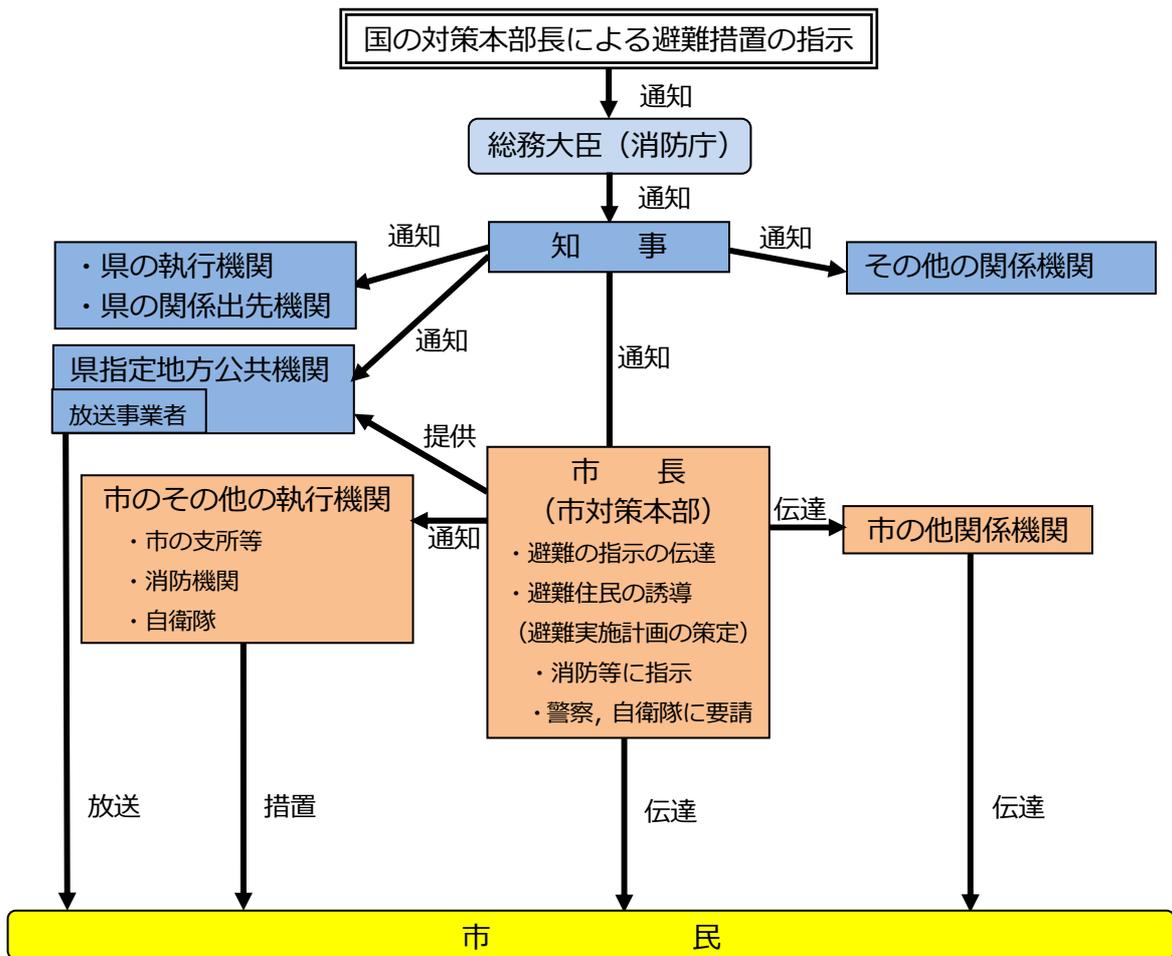
### 第2節 避難者の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難者の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の避難者等への通知・伝達及び避難者の誘導について、以下のとおり定める。

**第1 避難の指示の通知・伝達**

- 1 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



**第2 避難実施要領の策定**

**1 避難実施要領の策定**

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項</li><li>・避難者の誘導の実施方法、避難者の誘導に係る関係職員の配置その他避難者の誘導に関する事項</li><li>・その他避難の実施に関し必要な事項</li></ul> |
|---|

※【避難実施要領】

- ① 要避難地域及び避難者の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

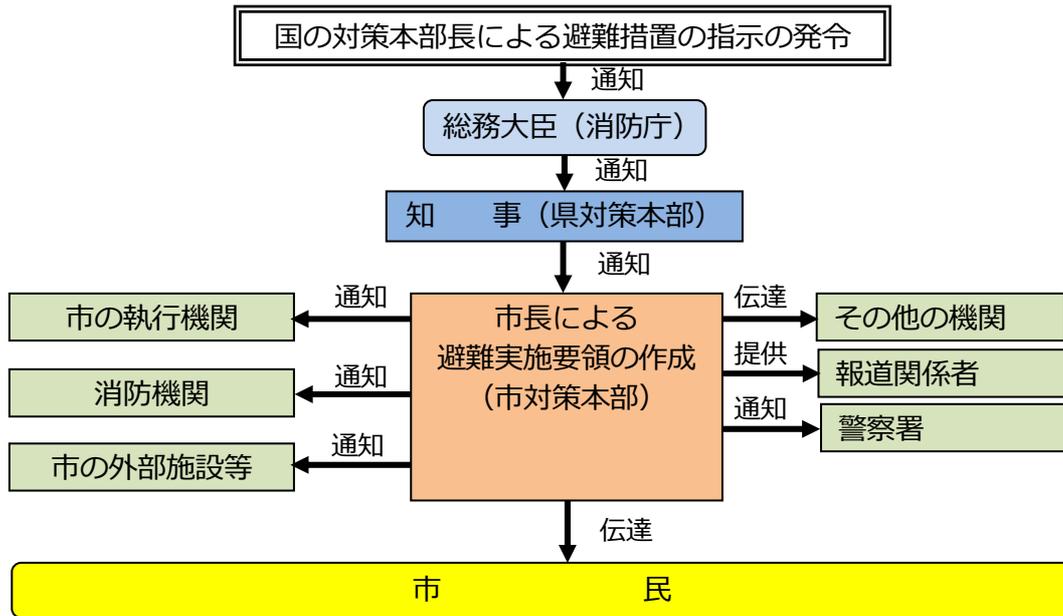
- (1) 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- (3) 避難者の概数把握
- (4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難：運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- (5) 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- (6) 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班が主担当）
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

3 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 第3 避難者の誘導

#### 1 市長による避難者の誘導

市長は、消防長・消防署長と連携し、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長等を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### 2 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難者の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

#### 3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難者の誘導を要請する。

また、警察官等が避難者の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、

市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### 4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難者の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難者の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### 5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難者の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難者の心理を勘案し、避難者に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難者の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### 6 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がいサービス事務所等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局部的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

#### 7 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### 8 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

#### 9 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### 10 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### 11 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

#### 12 文化財の保護

市は、移動可能な指定文化財を安全な施設に事前避難するなど、文化財保護の措置を講ずるよう努める。

#### 13 県に対する要請等

市長は、避難者の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難者の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が

必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難者の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### 14 避難者の運送の求め等

市長は、避難者の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

#### 15 安全の確保

市長は、避難者の誘導に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### 16 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難者の復帰に関する要領を作成し、避難者を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 第4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

#### 1 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、市民は屋内に避難することが基本である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等に避難する。

なお、国（内閣官房、消防庁等）が作成する緊急時に市民が取るべき行動を記載した各種資料について、ホームページ及びMorinfoで閲覧できるが、市民に事前に配布しておくことも検討するものとする。

(2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するとともに、被害内容が判明後、国・県からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った指示を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える。

#### 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難者の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じることに留意する。

(2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。

(3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調

整に当たることとする。

### 3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

### 4 航空攻撃の場合

急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

### 5 NBC攻撃の場合

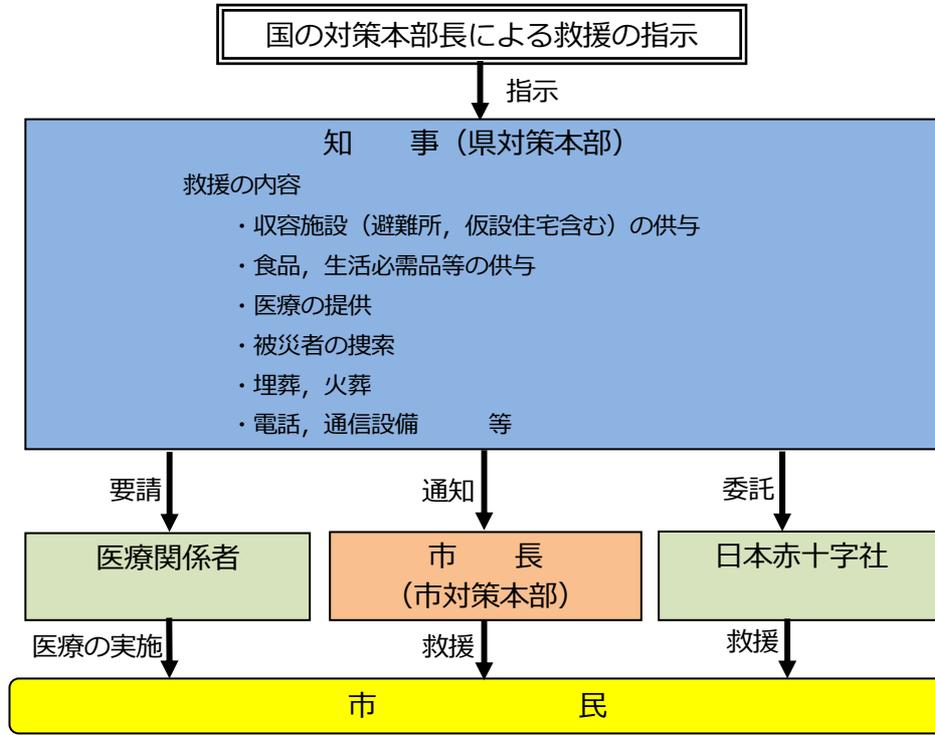
NBC攻撃については、市長は、知事からの攻撃の特性に応じた指示に基づき、避難者の誘導を行う、この場合において、避難誘導をする者に安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。

### 6 武力攻撃原子力災害の場合

- (1) 市長は、知事からの出される専門的な分析を踏まえた避難措置の指示に基づき、事態の状況を踏まえ、避難者の誘導を行う。
- (2) 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、特に必要があると認めるときは、避難の指示がなされる前であっても、必要な応急措置を講ずるものとする。
- (3) 武力原子力災害においても、市地域防災計画（事故災害対策編 VI 原子力災害対策計画）に基づき行動する。

## 第5章 救援

市における、関係機関との連携、救援の内容等について以下に定める。



### 第1節 救援の実施

#### 第1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- 1 収容施設の供与
- 2 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 埋葬及び火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 第2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 第2節 関係機関との連携

#### 第1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### 第2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### 第3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### 第4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 第3節 救援の内容

### 第1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。)(以下「救援の程度及び基準」という。 )及び県国民保護計画の内容に基づき救援措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### 1 収容施設の供与

##### (1) 収容施設の開設場所

###### ア 避難所の開設場所

市は、県との調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、県と連携し、避難所を開設する。

###### イ 避難所の周知

市は、県と連携し、避難所を開設した時は、速やかに地域住民に周知する。

###### ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、県と連携し、自主防災組織等地域の代表、県職員、市職員等で構成する避難所運営委員会等を設置し、避難所の運営を行う。

(イ) 市は、県と協力し、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

#### 2 収容施設の供与等

##### (1) 応急仮設住宅等の応急修理

市は、必要性があるときは、県と連携し、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を行う。

##### (2) 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、県と協力し応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、避難行動要支援者の入居に十分配慮する。

##### (3) 市営住宅への一時入居

市は、避難者等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空き家住宅を積極的に活用するよう努める。

#### 3 食品の供与及び飲料水の供給

##### (1) 飲料水の供給活動

市は、県と連携し、応急給水を行う。

##### (2) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、応急飲料水以外の生活用水について、市内公立小中学校12箇所及び公園14箇所に設置している防災井戸で供給するとともに、不足する場合は必要最小限の範囲で確保する。

### (3) 食糧品の調達・集積・配分・供給活動

- ア 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。
- イ 市は、県より配分を受けた主要食品等を避難者等へ配分する。
- ウ 市は、県と連携し、備蓄食糧及び応援協定等により調達した食品等を避難者等に供給する。
- エ 市は、他の地域から避難者を受入れた時についても、備蓄食糧品等を供給する。

### 4 生活必需品の供給又は貸与

- (1) 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。この際、避難所の要求にも留意する。
- (2) 市は、県より配分を受けた生活必需品を避難者等へ配分する。
- (3) 市は、県と連携し、備蓄生活必需品及び応援協定等により調達した食品等を避難者等に供給する。

### 5 医療の提供及び助産

#### (1) 医療救護活動

市は、県と連携し、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ（災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位（死亡・重傷・中等症・軽症を区分する）を設定する作業。）、救急措置等を行うために救護班を確保する。

#### (2) 救護所の設置

市は、県と連携し、救護所を設置し、救護活動を行う。

### 6 被災者の捜索及び救出

市は、県、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれのない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

### 7 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者と連携し、電話やインターネット等の通信利用環境を提供するように努める。

### 8 学用品の供与

市は、県と協力し、災害により学用品を喪失し又は棄損し、修学上支障のある生徒等に対して学用品を調達し、配給する。

また、県立、私立学校から被災により応援の要請があった場合、市は、できる限り教材、学用品を供与し、県立、私立学校の授業確保に努める。

### 9 遺体の捜索

市は、県、消防機関、県警察と連携し、避難指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらず遺体が発見されたときに、遺体を発見した者が直ちに警察又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

### 10 遺体の処理・火葬・埋葬

市は、県と協力して、遺体の処理・火葬・埋葬、身元不明遺体の取扱いは、「守谷市災害時行動マニュアル」を基にして行う。

なお、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理するものとする。

## 第2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動に留意する。

#### 第4節 救援の際の諸要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次の要請等を行うことができる。

なお、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続きの下に行う。

##### 第1 要請等の内容

###### 1 物資の売渡しの要請等

(1) 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医療品等の物資にあって、生産、販売、輸送等を業とする者が取扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じない時は、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(2) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

(3) 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

###### 2 土地等の使用

市長は、避難者等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

###### 3 公用令書の交付

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

###### 4 立入検査等

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

###### 5 医療の実施の要請等

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師、その他の医療関係者に対し、その場及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請をすることができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

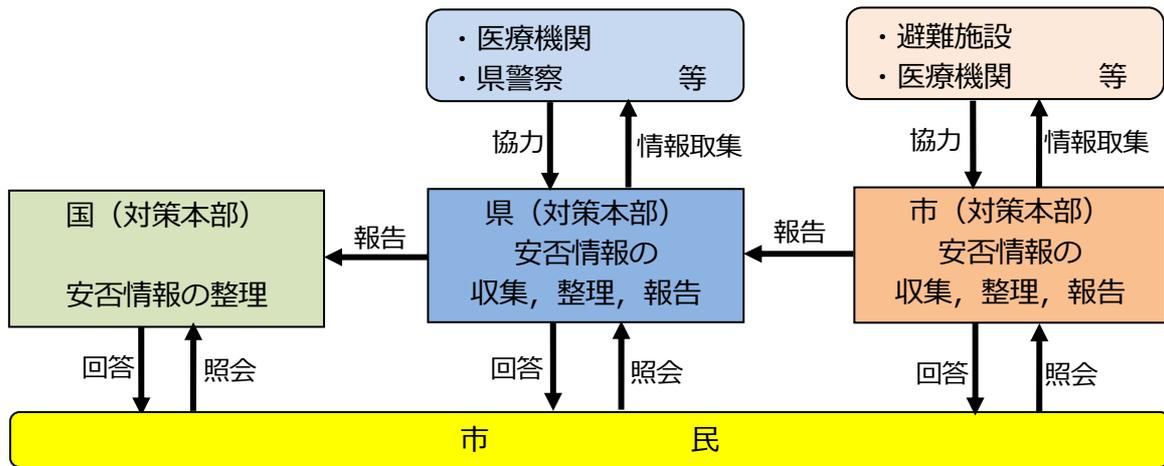
この際、医療関係者の安全の確保に関し、十分に配慮しなければならない。

## 第6章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

### 【安否情報収集・整理・提供の流れ】



### 第1節 安否情報の収集

#### 第1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報省令第1条に規定する様式-1に基づき、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### 第2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### 第3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分るように整理しておく。

### 第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面

(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 第3節 安否情報の照会に対する回答

#### 第1 安否情報の照会の受付

- 1 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 2 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する「安否情報照会書」(様式-3)に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### 第2 安否情報の回答

- 1 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する「安否情報回答書」(様式-4)により、当該照会に係る者が避難者に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- 2 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を「安否情報回答書」(様式-4)により回答する。
- 3 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### 第3 個人の情報の保護への配慮

- 1 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- 2 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

### 第4節 日本赤十字社に対する協力

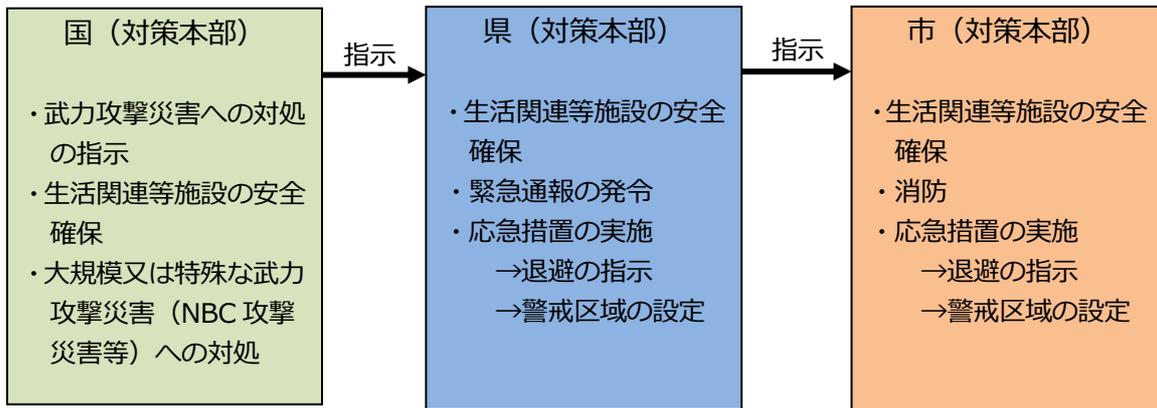
市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3節第2、第3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。



#### 第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### 1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### 2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### 3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

#### 第2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### 1 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### 2 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 第1 退避の指示

### 1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

#### ※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

### 2 退避の指示に伴う措置等

(1) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

(2) 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### 3 安全の確保等

(1) 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密に

し、活動時の安全の確保に配慮する。

- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### 2 警戒区域の設定に伴う措置等

- (1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。  
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- (2) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。  
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (4) 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### 2 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 第3 応急公用負担等

### 1 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## 2 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 第4 消防に関する措置等

### 1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### 2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、市長の所轄の下、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### 3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### 4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前記3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### 5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### 6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長・消防署長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、必要な措置を行う。

### 7 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### 8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保の

ための必要な措置を行う。

- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 市長、消防長・消防署長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 第1 生活関連等施設の安全確保

##### 1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### 2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### 3 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(市は、生活関連等施設を管理している常総地方広域市町村圏事務組合、取手市外二市火葬場組合、常総衛生組合の構成市と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### 1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難者の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### ※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

##### 【対象】

- ①消防本部等所在市の区域に設置される消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部

等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- ②毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者，同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

**【措置】**

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については，消防法第12条の3，毒物劇物については，国民保護法第103条第3項第1号）
- ②危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

**2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告**

市長は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求める。

また，市長は，必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等**

市は，武力攻撃原子力災害への対処等については，原則として，市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし，NBC攻撃による災害への対処については，国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため，NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について，以下のとおり定める。

**第1 武力攻撃原子力災害への対処**

**1 守谷市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に準じた措置の実施**

市は，国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては，原則として市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を行う。

**2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等**

- (1)市長は，放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては，内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは，あらかじめ定める連絡方法により，区域を所轄する消防機関に連絡する。
- (2)市長は，消防機関等からの連絡により，放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者，内閣総理大臣，原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には，直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに，その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3)モニタリングの実施，安定ヨウ素剤の服用等の措置については，市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じて措置を行う。

**第2 NBC攻撃による災害への対処**

市は，NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について，国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ，特に，対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

**1 応急措置の実施**

市長は，NBC攻撃が行われた場合においては，その被害の現場における状況に照らして，現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して，退避を指示し，又は警戒区域を設定する。

市は，保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに，原因物質

の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## 3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### (1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行うよう要請する。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 5 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第108条1号～6号）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死 体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建 物	・立入りの制限

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入りの禁止</li> <li>・封鎖</li> </ul>
6号	場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の制限</li> <li>・交通の遮断</li> </ul>

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合に合っては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

#### 6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 被災情報の収集

**第1** 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

**第2** 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

### 第2節 被災情報の報告

**第1** 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

**第2** 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難者等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### 第1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### 第2 防疫対策

市は、避難者等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### 第3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### 第4 飲料水衛生確保対策

- 1 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- 2 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- 3 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### 第5 栄養指導対策

市は、避難先地域の、住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 第2節 廃棄物の処理

#### 第1 廃棄物処理の特例

- 1 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- 2 市は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

#### 第2 廃棄物処理対策

- 1 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- 2 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請

を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 第2節 避難住民等の生活安定等

#### 第1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難者等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### 第2 公的徴収金の減免等

市は、避難者等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 第3節 生活基盤等の確保

#### 第1 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### 第2 公共的施設の適切な管理

道路・公園等の管理者として、市は当該公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 第1節 特殊標章等

#### 第1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形（資料-1「特殊標章」））。

#### 第2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（資料-2「身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）」）。

#### 第3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

### 第2節 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づきそれぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付するとともに使用させる。

#### 第1 市長

- 1 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- 2 消防団長及び消防団員
- 3 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 4 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### 第2 消防長（水防）

- 1 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 2 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 3 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 4 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 5 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 6 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### 第3節 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。